

早期退職に係る募集実施要項

令和 5 年 7 月 4 日
広島県警察本部長

広島県警察における年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年広島県条例第 2 号）第 8 条の 3 第 1 項第 1 号等に基づき、次のとおり早期退職者の募集を行う。

1 募集の対象

広島県警察に勤務する職員のうち、令和 6 年 3 月 31 日時点で、年齢 45 歳以上の者
なお、次の(1)から(4)のいずれかに該当する職員は応募することができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和 6 年 3 月 31 日までに 60 歳に達する者
- (4) 懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分を募集開始日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

2 募集人数

20 名程度

3 募集の期間

令和 5 年 7 月 5 日（水）午前 9 時から

令和 5 年 9 月 11 日（月）午後 5 時 15 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付担当宛てにメールにて提出すること。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。通知は令和 6 年 1 月 12 日（金）ま

でに送付する予定。

なお、不認定になる場合は次のとおりとする。

- ア この募集実施要項に適合しない場合
 - イ 応募後に懲戒処分を受けた場合
 - ウ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合又はその他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - エ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、認定時又は認定後に通知する退職すべき期日の前日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書」(別紙様式2)をメールで提出すること(退職すべき期日の前日までに必着すること。)

6 連絡先(受付担当)

- (1) 警察官人事担当
警務部警務課人事第一係(2622~2624)
- (2) 一般職員人事担当
警務部警務課人事第三係(2631~2632)